

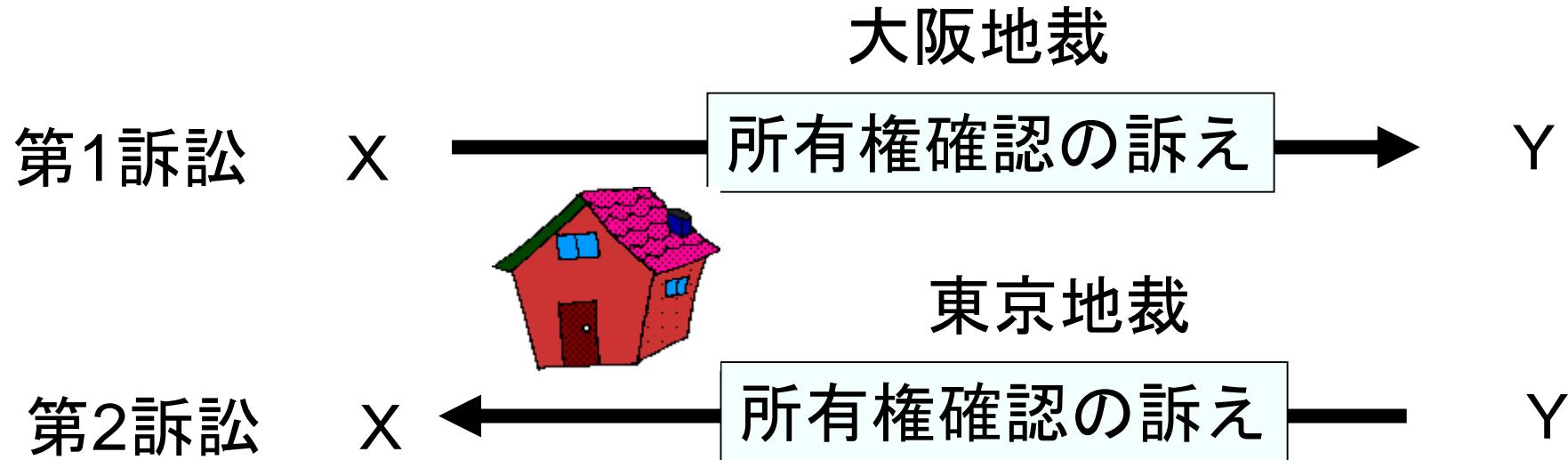
2017年度  
民事訴訟法講義

7

関西大学法学部教授  
栗田 隆

- 重複起訴の禁止（142条）
- 申立事項と判決事項（133条2項2号・246条）

# 重複起訴の禁止（142条）



- ◆ Yには、第2の訴えを提起する必要ないし利益があるか。
- ◆ 第2の訴えを適法として審理・裁判することは許されるか（142条）。

# 重複起訴の禁止（142条）の根拠

---

1. 訴訟経済（異別の訴訟手続での重複審理の無駄の防止）
2. 既判力のある判断（114条）の矛盾の防止
3. 二重に訴訟追行することを強いられることになる後訴の被告の不利益の防止

# 場合を分けて考えてみよう。

	別の訴訟手続 で審理される 場合	同じ訴訟手続 で審理される 場合
Xが重ねて同じ内容の訴 えを提起する場合		
同一物についてXとYと がそれぞれ所有権確認の 訴えを提起する場合		

訴えの利益が      1=ない      2=ある  
142条の根拠が      a=妥当する      b=妥当しない

## 142条の適用要件

---

- 主観的要件 当事者が同一であるか、異なっていても既判力が及ぶ関係（115条）にあること。
- 客観的要件 係属中の事件と同一の事件であること。
- 後訴の提起態様 係属中の訴訟とは別個の訴訟手続で審理される訴え（別訴）であること。

# 係属中の事件と同一の事件であること

---

見解は分かれている。2番目の見解が現在の通説と見てよい。

- A) 訴訟物が同一であること。
- B) 訴訟物たる実体法上の権利または法律関係が同一ないし関連すること（同一物に対する紛争当事者双方からの所有権確認請求）。
- C) 請求の基礎（143条）が同一であるか又は主要な争点が共通すること。

# 設例1

---

第1訴訟

X

貸金返還請求の訴え

Y

同一債権について

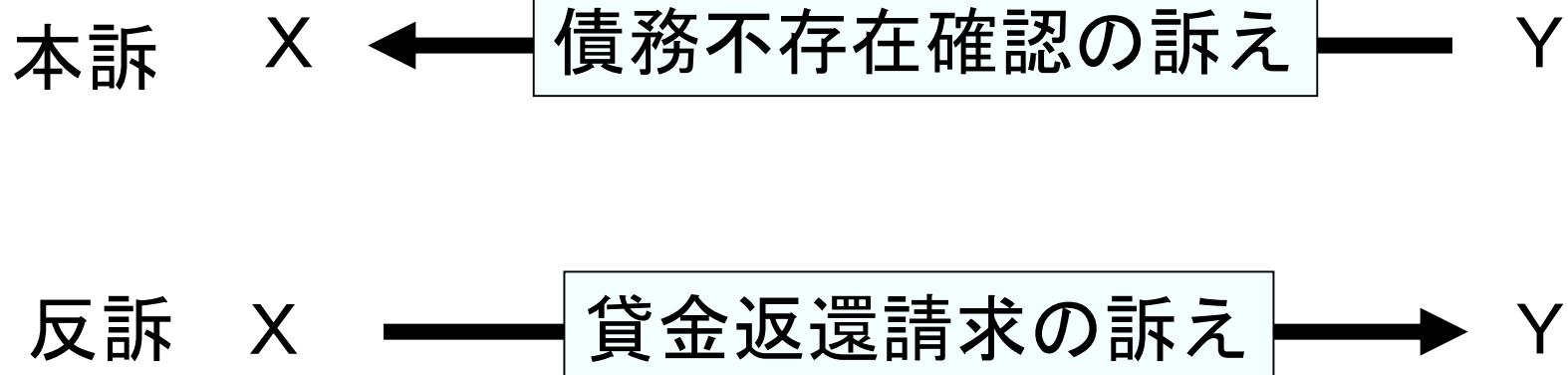
第2訴訟

X

債務不存在確認の訴え

Y

## 設例1a 最判平成16年3月25日



債務不存在確認請求の本訴に対して当該債務の履行を求める反訴が提起された場合には、もはや本訴に確認の利益を認めることはできないから、本訴は不適法として却下を免れない。

# 練習問題

X 主張の1000万円の債権について

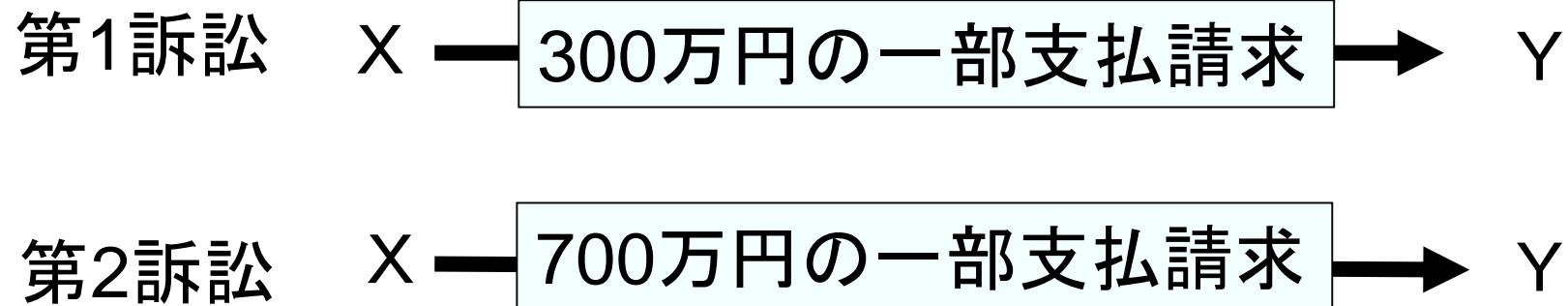


裁判所は、100万円の債権の存在のみを認めた。  
どのような判決をすべきか。

## 設例2

---

X 主張の1000万円の債権について



## 設例3

第1訴訟

X

所有権に基づく引渡請求の訴え

Y

登記名義人



占有者

第2訴訟

X

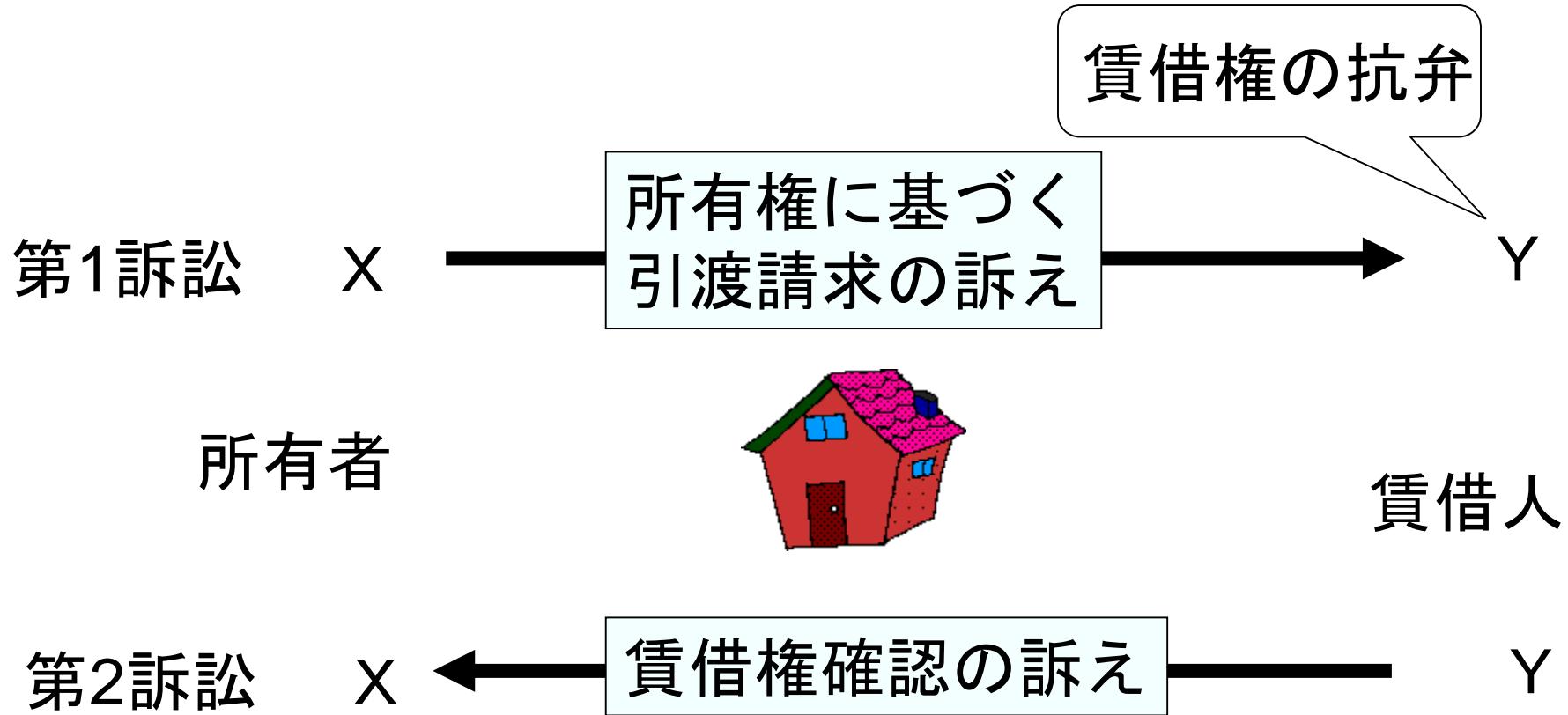
所有権移転登記抹消請求

Y

ケース1 X（買主）が契約の有効を主張し、  
Y（買主）が無効を主張する場合。

ケース2 X・Y間に売買契約がない場合。

## 設例4



# 相殺の抗弁が関係する場合

---

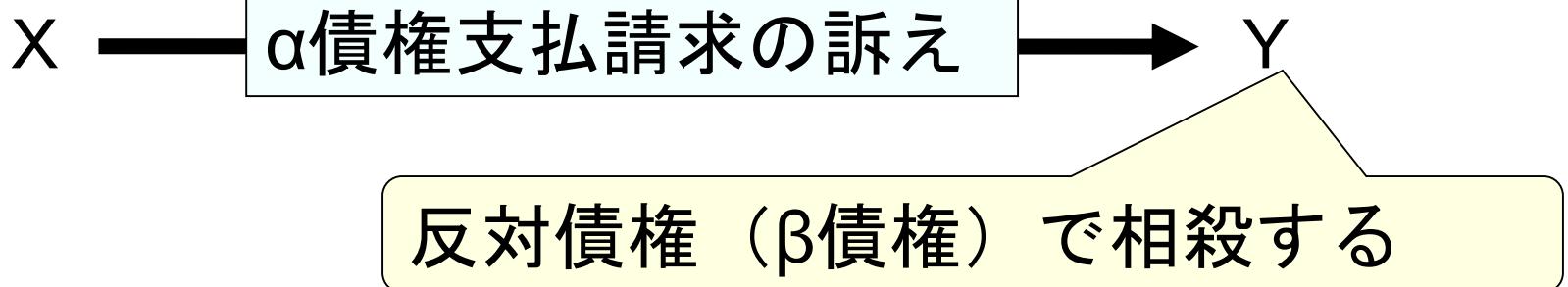
- **単純相殺（非予備的相殺）の場合** 被告が原告主張の債権を認めて相殺する場合に、その相殺に供されている反対債権を別訴で訴求することは許されない。[114条2項](#)参照
- **予備的相殺の場合** 被告が相殺の抗弁を予備的になすとともに、同一自働債権を別訴により訴求することが重複起訴の禁止に触れるか否かについては、争いがある。

# 考え方のポイント

---

- 142条を類推適用すべきか否かの問題
- 類推適用に積極的な要素
  1. 既判力の抵触の可能性 (114条2項)
  2. 審理の重複
- 類推適用に消極的な要素
  1. 被告の防御の自由
  2. 相殺の簡易迅速かつ確実な決済の機能（担保的機能）
  3. 相殺の抗弁が提出されている訴訟が訴求債権の審理のために長引く場合に、反対債権の別訴行使の必要

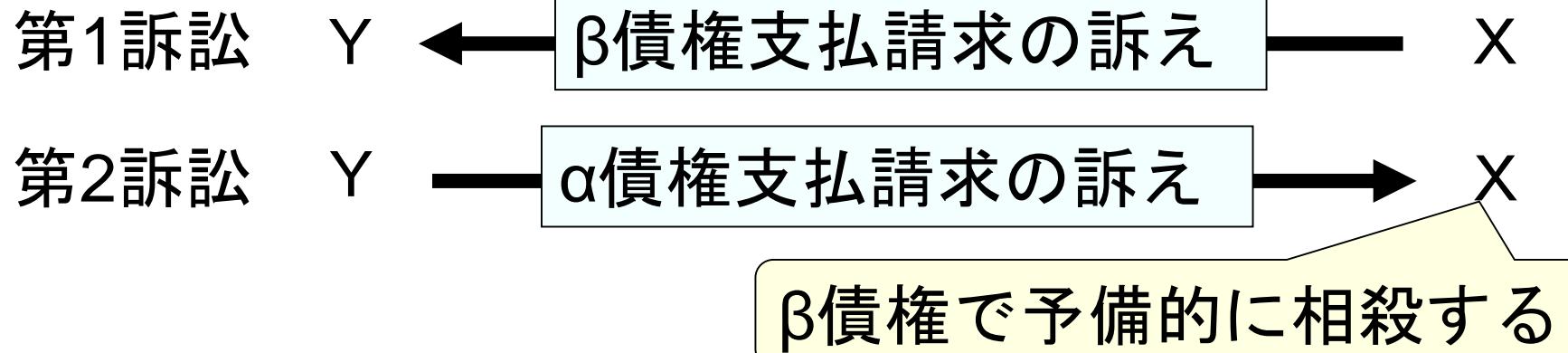
## 114条2項



裁判所が $\alpha$ 債権の存在を認め、

- $\beta$ 債権による相殺が認められ、請求棄却判決が確定すると、 $\alpha$ 債権の不存在のみならず $\beta$ 債権の不存在も確定される。
- $\beta$ 債権の存在が認められず、請求認容判決が確定すると、 $\alpha$ 債権の存在と $\beta$ 債権の不存在が確定する。

## 別訴先行型



- 相殺の抗弁が許されないと、Yに資力がなくXに資力がある場合に、両方の認容判決が確定し、それぞれが強制執行されると、Xが不利になる。
- 判決確定後に相殺することも考えられるが、請求異議の訴えの提起が必要であり、Xにとって負担である。

# 抗弁先行型

第1訴訟 Y ————— **α債権支払請求の訴え** ————— X

反対債権（β債権）がある  
予備的に相殺する

第2訴訟 Y ←———— **β債権支払請求の訴え** ————— X

Xは、β債権の訴えを反訴（146条）として提起することも可能である。そうすべきか否かが問題となる。

# 見解の対立

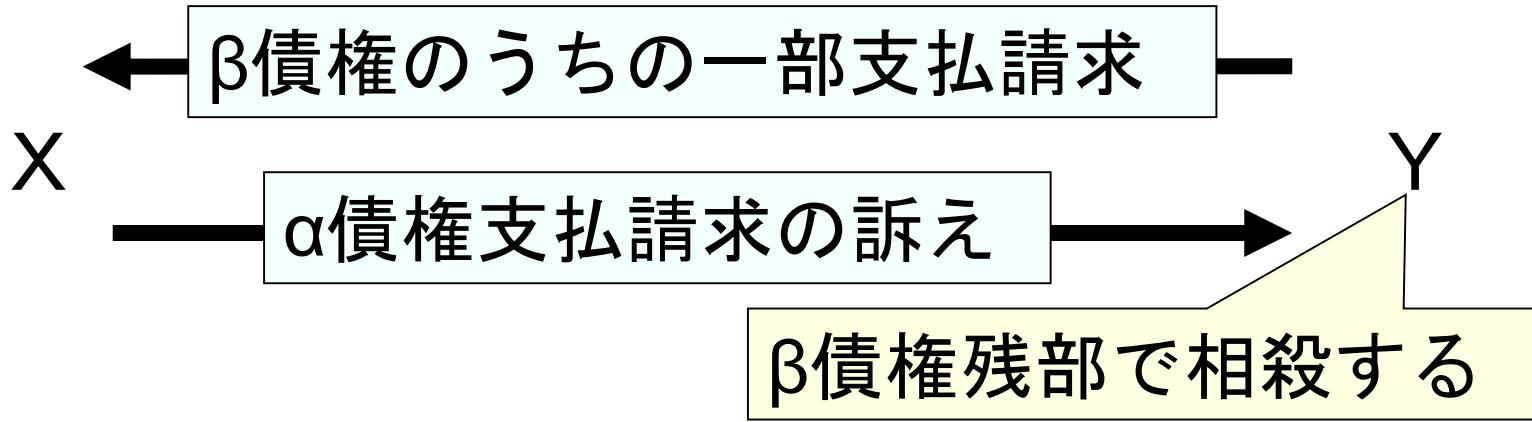
---

- **多数説** 抗弁先行型、別訴先行型（判例あり）のいずれにおいても、142条を類推適用する。
- **少数説1** 抗弁先行型、別訴先行型のいずれにおいても、142条の適用も類推適用も否定する。
- **少数説2（折衷説）** 抗弁先行型の場合には、被告は反訴により反対債権を訴求すべきであることを理由に142条の類推適用を肯定する。

# 一部請求の場合（最判平成10年6月30日）

第1  
訴訟

第2  
訴訟



明示の一部請求の場合に、当該債権の残部を自働債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは、債権の分割行使をすることが訴訟上の権利の濫用に当たるなど特段の事情の存しない限り、許される。

# 手形債務に関する訴訟

第1訴訟 X ← 手形債務不存在確認請求（通常訴訟） → Y

第2訴訟 X ————— 手形金支払請求（手形訴訟） ————— Y

論点1 後訴は142条により禁止されるか

論点2 後訴が適法に提起された場合に、  
前訴の訴えの利益はどうなるか。

# 重複起訴禁止の積極的効果（学説）

---

重複起訴の禁止にふれる場合には、裁判所は、被告の抗弁を待たずに、職権で次の措置をとる。

1. 同一の訴えの繰返しの場合のように訴えの利益が欠ける場合には、そのことを理由に訴えを却下する。
2. その他の場合 弁論の併合が可能であれば併合する。可能でなければ却下する（前訴の判決確定まで後訴の手続を中止すべきであるとする見解もある）。

# 重複起訴禁止の積極的効果 判例の立場

---

- 弁論を併合した後の分離を阻止できるとは限らないことを前提にして、併合することなく却下すべきであるとする
- 最判平成3.12.17民集45-9-1435 係属中の別訴において訴訟物となっている債権を自働債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは許されず、このことは右抗弁が控訴審の段階で初めて主張され、両事件が併合審理された場合についても同様である。

# 重複起訴禁止の消極的効果



重複起訴の禁止に服する複数の請求については、弁論の分離や一部判決は許されず、1個の判決で裁判すべきである。

## 判決事項 (246条)

---

- 裁判所は、当事者が申し立てた事項（133条2項2号）についてのみ判決することができる。⇒当事者が申し立てていない事項について裁判所は判決をすることができない。
  1. 訴訟物となっていない権利関係については、判決することができない。
  2. 訴訟物たる権利関係が同一であっても、原告の求める上限を超える判決をすることはできない。
- ✓ 処分権主義の内容の一つ

# 形式的形成訴訟

---

- 当事者の判決事項指定権限も紛争の合理的解決のために制限されることがある。
- 形式的形成訴訟
  1. 共有物分割訴訟（民法258条）
  2. 父を定める訴え（民法773条）
  3. 境界（筆界）確定訴訟
- これらの訴訟にあっては、紛争を1回の訴訟で合理的に解決するために、請求棄却判決をすべきではない。裁判所は当事者が主張する結論に拘束されないとしておく必要がある。

# 一つの請求の一部認容

---

- 原告の意思に反しない場合には、一つの請求の一部のみを認容することができる。
- 数量的に可分な給付については、一部のみを認容することは、通常、原告の意思に反しない。
- 単独所有権の確認請求に対して共有持分しか認められない場合には、共有持分を有する旨の一部認容判決をするのが原則となる。
- 引換給付判決は、一部認容の一種として許される。

# 一部請求に対する判決

---

- 明示の一部請求の場合には、訴求部分のみが訴訟物になる。1000万円の債権のうち300万円部分についてのみ支払いを求める請求について、
  1. 裁判所が1000万円全額の存在を認めて請求を認容した場合に、主文で判断されているの300万円部分のみであり、残部の700万円の存在は理由中で判断されているにすぎない。
  2. 裁判所が債権全額の不存在を認めて請求を棄却する場合も同様である。700万円部分の不存在の判断には既判力は生じない。

## 同前（消極的確認請求の場合）

借りたのは300万円だけだ

資金1000万円  
を早く返せ

X

300万円を超えて債務が存  
在しないことの確認請求

Y

裁判所が債務額は200万円であると判断した場合 ⇒ 「債務が  
300万円を超えては存在しないことを確認する」

裁判所が債務額は400万円であると判断した場合 ⇒ 「債務が  
400万円を超えては存在しないことを確認する。原告のその  
余の請求を棄却する」。

判例によれば、いずれの場合であっても、自認額300万円部  
分は訴訟物になつておらず、その存否の判断に既判力は生じ  
ない。

# 不法行為による損害賠償債務の不存在確認請求の問題

---

- 損害額の主張立証が困難な時期に加害者が債務不存在確認請求を提起して、被害者にその主張立証を強いることは許されるか。
- 許されないとする見解が有力である。

# 引換給付判決の例

---

- 物の引渡し請求に対して主張された留置権の抗弁に理由がある場合
- 納付請求に対して主張された同時履行の抗弁権が認められる場合
- 抵当権抹消登記請求に対して残債務の存在が主張され、残債務の存在が認められる場合
  1. 引換給付説
  2. 請求棄却説
- 賃貸借契約の解約・更新拒絶の正当事由の補強のために立退料の支払が必要な場合